

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども13	離職	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない ・被保険者と申請対象者は同居している ・申請対象者は雇用保険（失業給付）受給予定 	<p>●健康保険被扶養者認定申請書</p> <p>●世帯全員の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出</p> <p>●離職票1、2（写）</p> <p>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（写）を提出</p> <p>※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） <p>※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）</p> <p>●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写）</p> <p>※手続きが終了していない場合は後日提出</p> <p>●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写）</p> <p>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類</p> <p>●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）</p> <p>●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類</p> <p>※基本日額3,612円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。</p>